

令和7年度 龍ヶ崎市立馴柴小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

① いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

② いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 学校経営の基本方針に基づいたいじめ防止等の基本となる事項

(1) 児童同士の好ましい人間関係づくりを推進する。

- ① 自己肯定感と自己有用感を高揚させる。
- ② スキル等トレーニング（あいさつ、かかわり方）を実施する。
- ③ 道徳の時間や学級活動を活用して、規範意識を高揚させる。

(2) 仲のよい学級集団づくりを推進する。

- ① 学級目標達成を目指した取組と振り返りを行う。
- ② 一人一人が活躍でき、学級の生活向上につながる係活動を推進する。
- ③ 話し合いで決まったことを集団活動で実践し、振り返り活動を行う。

(3) 教職員の資質能力を向上させる。

- ① 人材育成学校活性化支援システムの有効活用により、意欲及び資質の向上を目指す。
- ② 参加型の校内研修により職員相互のコミュニケーション力を高め、組織の活性化を図る。

(4) 保護者や地域との連携を推進する。

- ① 安心安全な学校をつくる。
- ② 地域諸団体等と連携して、多様な体験活動等においてG Tとしての積極的な活用を図る。
- ③ 保護者や地域の方々との情報交換の機会を積極的に設ける。
- ④ 学校の取組を積極的に発信する。

3 いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

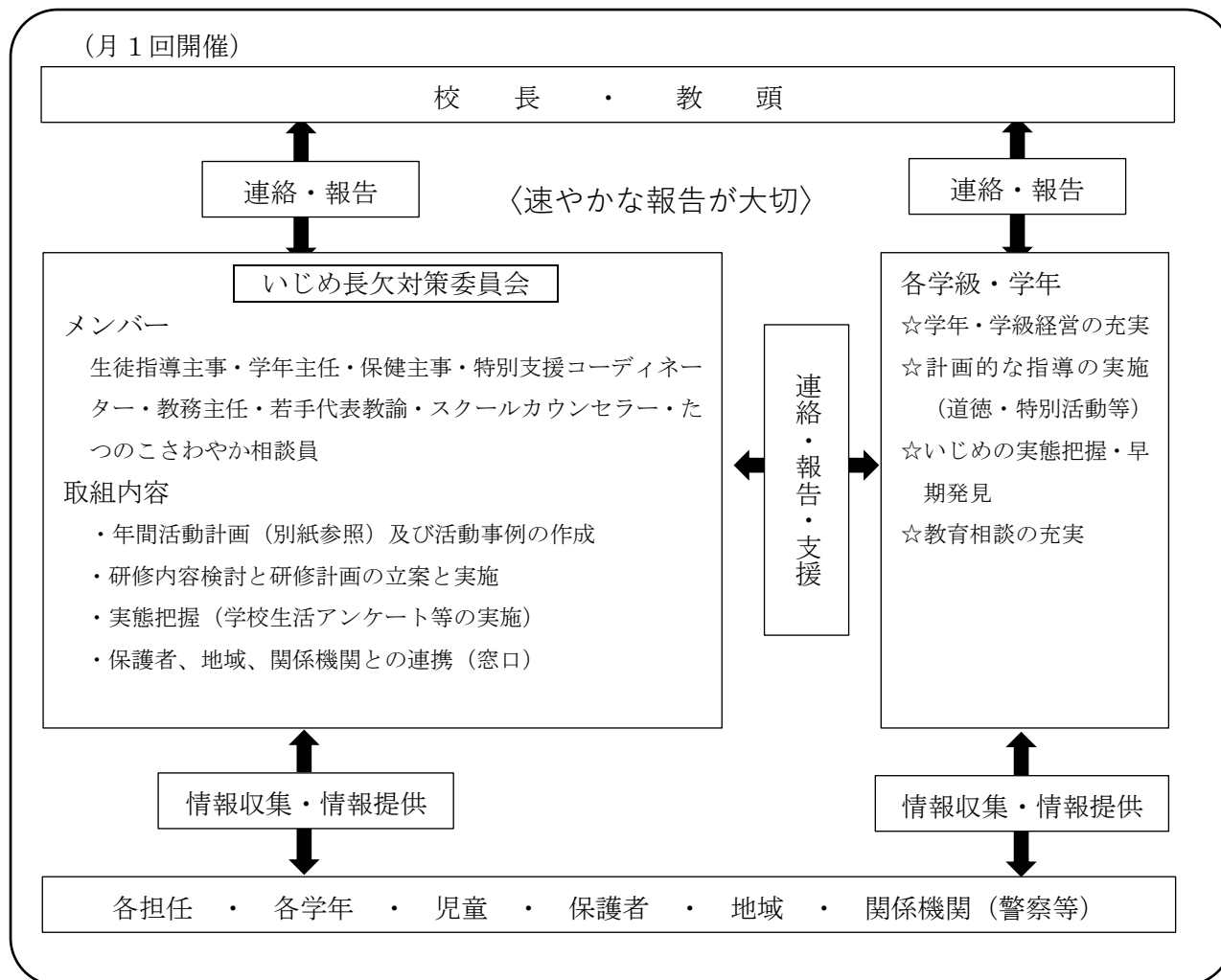
以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

(1) 学校におけるいじめ未然防止等の対策のための組織

① いじめ長欠対策委員会

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ長欠対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

◆ 未然防止・早期発見のための組織「平常時」



② 職員終会での情報交換及び共通理解

週に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(2) いじめ未然防止のための取組

① 学級経営の充実

- 分かる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- 各教科や特別活動等の指導と生徒指導を一体化させた授業の実践に努める。
 - ・ 主体的・対話的で深い学び（探究的な学び）の実践に努める。
 - ・ 生徒指導の実践上の4つの視点を学習指導（授業）の中に盛り込む。
- ① 自己存在感の教授
 - 一人ひとりの児童生徒をかけがえのない存在と捉え、個性や独自性を大切にする。
- ② 自己決定の場の提供
 - 自ら考え、選択し、行動する（発表、制作など）経験が得られる機会を意図的に設定する。
- ③ 共感的な人間関係の育成
 - 自他の個性を尊重し、相手の立場に立って考え、行動できる相互扶助的で共感的な人間関係を学級の内外に築く。
- ④ 安全・安心な風土の醸成
 - お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活を送ることができる風土をつくる。

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、学校生活アンケートや市教育委員会からの調査の結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

② 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

③ 相談体制の整備

- 各種調査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 定期的な学校生活アンケート後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- スクールカウンセラーやたつのこさわやか相談員、養護教諭と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- シャボテンログを活用し、相談を希望する児童には、速やかに対応するよう努める。

④ 異学年交流の実施

- 異学年交流の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

⑤ SNSやオンラインゲーム等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- 家庭での通信機器の使い方について児童と保護者で話し合い、ルールを作るよう全家庭に依頼する。

⑥ 学校相互間や家庭・地域との連携協力体制の整備

- 中学校や幼稚園、保育所等と情報交換や交流学习を行う。
- 学校運営協議会や民生委員・児童委員との懇談会を活用した地域との連携による情報交換及び取組への理解啓発を実施する。

令和7年度 龍ヶ崎市立馴染小学校 いじめ防止等にかかわる「開発予防的生徒指導」年間活動計画

月	学校行事	学校としての取組	児童主体の活動	
			学級活動	委員会活動
4月	・前期始業式 ・入学式 ・登校班会議 ・学習参観 ・避難訓練（火災） ・1年生を迎える会	◆いじめ長欠対策委員会1 ◆校内生徒指導全体会1 ・指導方針 ・指導活動計画 ・馴染小のきまり ・配慮を要する児童 ◆学年・学級間き人間関係づくり ・S G E等	◆前期の目標決め ◆馴染小のきまりについて ◆1年生を迎える会についての話し合い ◆連休中の生活について	●あいさつ運動（集会委員会） ●廊下は静かに歩こうキャンペーン（広報委員会）
5月	・城西中学校区引き渡し訓練 ・2年バス遠足	◆いじめ長欠対策委員会2 ◆配慮を要する児童	◆遠足についての話し合い・振り返り（2年） ◆生命（いのち）の安全教育について	●あいさつ運動（集会委員会）
6月	・1年バス遠足 ・3年バス遠足 ・4年バス遠足	◆いじめ長欠対策委員会3 ◆学校生活アンケート1 ◆教育相談月間1	◆遠足についての話し合い・振り返り（1、3、4年） ◆SOSの出し方について	●あいさつ運動（集会委員会） ●ちくちく言葉をなくそうキャンペーン（広報委員会） ●熱中症防止キャンペーン（保健委員会）
7月	・6年薬物乱用防止教室 ・登校班会議 ・個別面談	◆いじめ長欠対策委員会4 ◆民生委員懇談	◆夏休みの生活について ◆情報モラルについて	●あいさつ運動（集会委員会） ●歯磨き推進キャンペーン（保健委員会）
8月		◆いじめ長欠対策委員会5 ◆校内生徒指導全体会2 ・いじめ校内研修 ・情報共有 ・計画確認		
9月	・56年城西中学校区小中合同道徳授業 ・避難訓練（地震）	◆人間関係づくり ・S G E等 ◆いじめ長欠対策委員会6 ◆夏休み明けアンケート ◆教育相談月間2	◆スポーツフェスティバルスローガンの話し合い	●あいさつ運動（集会委員会） ●廊下は静かに歩こうキャンペーン（広報委員会）
10月	・前期終業式 ・後期始業式 ・馴染地区防災訓練 ・6年修学旅行 ・5年宿泊学習	◆いじめ長欠対策委員会7 ◆学校生活アンケート2 ◆教育相談月間3	◆前期の振り返り ◆後期の目標決め ◆修学旅行についての話し合い・振り返り（6年） ◆宿泊学習についての話し合い・振り返り（5年） ◆スポーツフェスティバルに向けて	●あいさつ運動（集会委員会） ●読書推進月間、校内読書週間（図書委員会）
11月	・スポーツフェスティバル ・56年たつのこフォーラム ・学習参観 ・登校班会議	◆いじめ長欠対策委員会8 ◆学校生活に関する調査（市）	◆スポーツフェスティバルの振り返り	●小中合同あいさつ運動（集会委員会）
12月	・持久走記録会 ・5年いのちの授業	◆いじめ長欠対策委員会9	◆人権週間 ◆冬休みの生活について	●あいさつ運動（集会委員会）
1月	・学力診断テスト ・避難訓練（不審者）	◆人間関係づくり ・S G E等 ◆いじめ長欠対策委員会10	◆学校のきまりについての話し合い ◆ヤングケアラーについて	●あいさつ運動（集会委員会） ●学校のきまりを守るうキャンペーン（集会委員会） ●廊下は静かに歩こうキャンペーン（広報委員会）
2月	・学習参観 ・6年城西中見学会 ・新入生保護者説明会	◆いじめ長欠対策委員会11 ◆学校生活アンケート3 ◆教育相談月間4	◆ありがとう集会に向けての話し合い	●あいさつ運動（集会委員会） ●校内読書週間（図書委員会） ●手洗いキャンペーン（保健委員会）
3月	・登校班会議 ・ありがとう集会 ・卒業式 ・修了式	◆いじめ長欠対策委員会12 ◆校内生徒指導全体会3 ・本年度のまとめ ・来年度の計画検討 ◆配慮を要する児童の入力・引継ぎ ◆生徒指導記録簿の整理・綴じ込み	◆ありがとう集会についての振り返り ◆一年間の振り返り ◆春休みの生活について	●あいさつ運動（集会委員会）

◆いじめに関する報告（毎月、市へ報告）

◆長期欠席児童に対する援助・指導報告（毎月、市へ報告）

4 いじめに対する認識や気付きへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

（１）保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、市教育センターなどの関係機関と連携して課題解決に臨む。

（２）定期的な学校生活アンケートの実施

定期的に、学校生活アンケート（６月、１０月、２月）、市教育委員会からの調査、夏休み明けアンケート等を実施する。それらをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

（３）日記指導

自主学習ノート（２年以上）に書かれた日記などから、交友関係や悩みを把握する。

（４）児童観察

児童とともに遊んだり、学習中の様子を見たりしながら、交友関係等を把握する。

5 いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

アンケートの結果よりいじめが認められる場合、また、児童の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ長欠対策委員会を開催し、次の内容について確認し複数の教員で対応に当たる。

なお、児童や保護者からの申立てがあった際は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（１）いじめ長欠対策委員会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知

（２）事実確認の徹底

- ① いじめを受けた児童からの聞き取り
- ② いじめを受けた児童からの聞き取りに基づいた事実確認
- ③ いじめを行った該当児童への聞き取り

（３）事実確認後の報告

- ① いじめを受けた児童、いじめを行った児童からの聞き取った内容についての確認及び保護者への報告内容、指導内容について協議
- ② いじめを受けた児童の保護者への事実確認の報告及び今後の支援体制の連絡
- ③ いじめを行った児童の保護者への事実確認の報告及び今後の指導内容の連絡

(4) 今後の指導内容

- ① いじめを受けた児童への支援内容、支援体制の確認
- ② いじめを受けた児童の保護者への上記「5 (2) ①」の説明と今後の協力依頼
- ③ いじめを行った児童への指導内容、指導体制の確認
- ④ いじめを行った児童の保護者への上記「5 (2) ③」の説明と今後の協力依頼

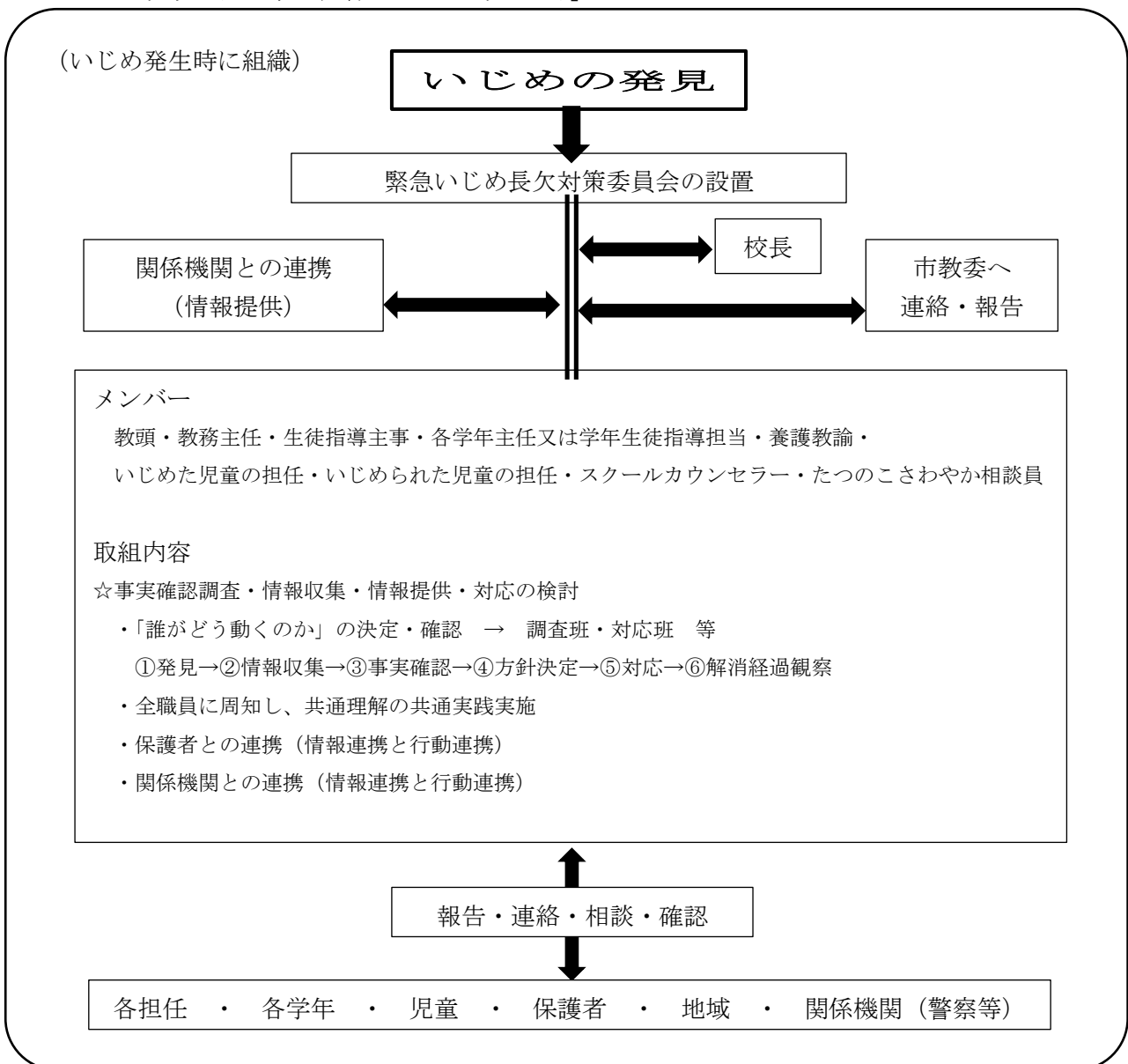
(5) いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応

- ① いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認
- ② 今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討
- ③ 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全児童、全職員への周知

(6) 龍ヶ崎市教育委員会（以下、市教委）への報告

上記（1）から（5）について、適時に報告する。

◆ いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



6 いじめ発生における重大事態発生時の対応

(1) 重大事態とは

【いじめ重大事態の定義】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」

(「いじめ防止対策推進法」第28条第1項から)

① 児童が自殺を企図した場合

② 児童が精神的な疾患を発生した場合（不登校を含む）

③ 児童が重大な危害（暴行、傷害、金銭等の強要等）を加えられた場合

※ 児童や保護者からの申立てがあった際は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

① 原則、上記「5（2）」のとおり対応

※ 対象児童・保護者への調査実施前の事前説明が必要

※ 上記「5（2）②」に学校全体で児童及び保護者対象に「アンケート調査」を実施する場合あり。

② 市教委への報告及び指導についての協力依頼

③ 市教委からの指導に基づいた対応

（ア）調査主体の決定

（イ）いじめの事実確認に係る調査方法

（ウ）校内の指導体制の確認

（エ）当該保護者への説明内容の確認

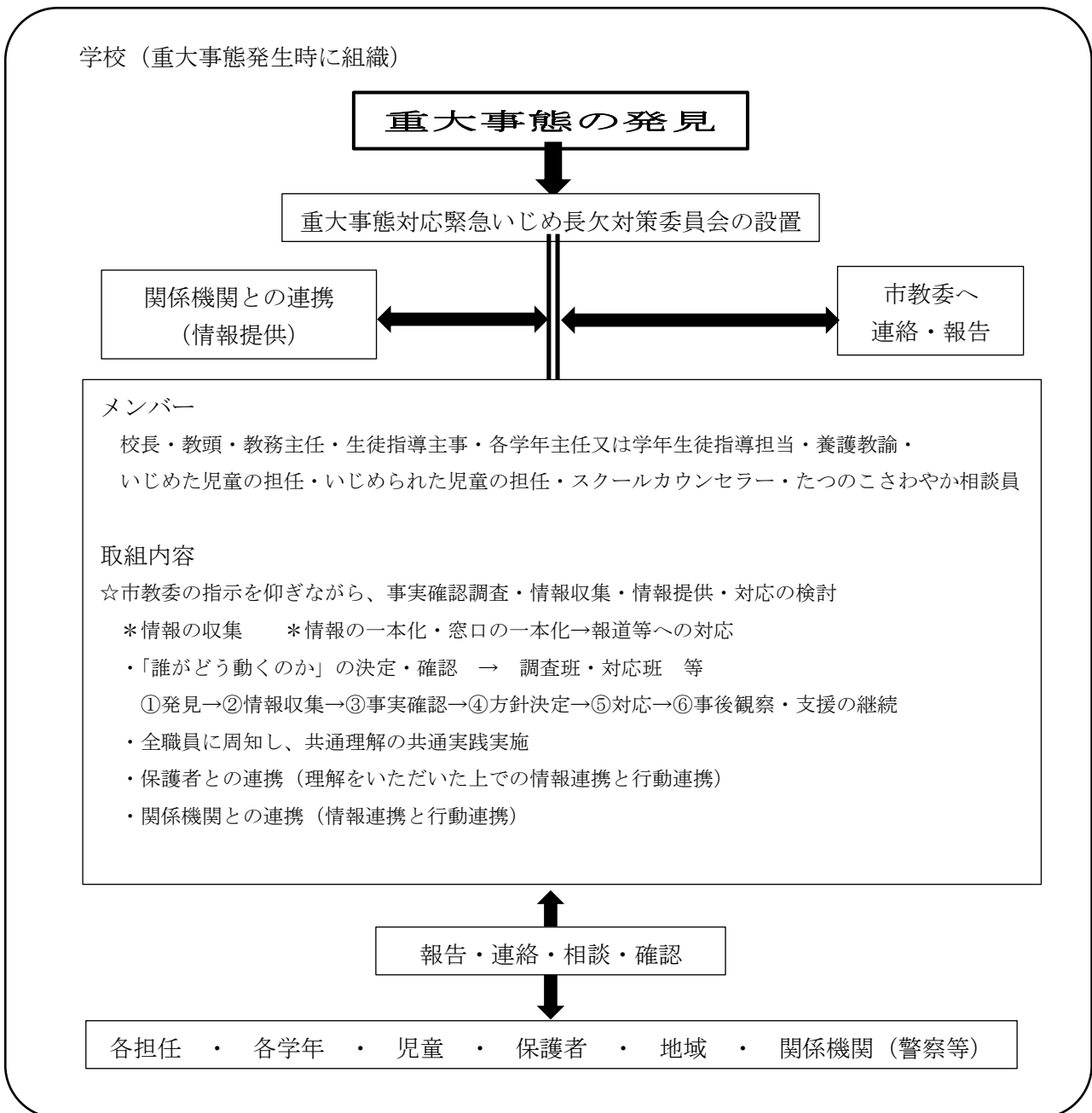
（オ）マスコミ、PTA、地域の対応方法

（カ）関係機関（警察署、児童相談所等）への連絡

(3) その他

スクールカウンセラー等を活用した当該児童以外の児童への心のケア体制の整備

◆ いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」



7 取組の振り返りについて（学校評価における留意事項）

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

（１）いじめの未然防止・再発防止に関する取組について

（２）いじめの早期発見・対応に関する取組について

8 学校以外のいじめの相談・通報窓口

- 龍ヶ崎市教育センター
TEL 0297-64-1115
- 龍ヶ崎市教育委員会指導課
TEL 0297-60-1562
- 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（県南地区）
TEL 029-823-6770
Eメール kennannijimekaisho@edu.pref.ibaraki.jp
- 子どもホットライン（茨城県教育委員会）
TEL 029-221-8181 FAX 029-302-2166
Eメール kodomo@edu.pref.ibaraki.jp
- 子どもの教育相談（茨城県教育センター）
TEL 0296-71-3870 FAX 0296-71-3870
Eメール 7830@center.ibk.ed.jp